

企實際器包昌宁-

弁済の充当について

渡辺 健寿 (わたなべ けんじゅ)

渡辺健寿法律事務所 弁護士



質 問 当社は、A社に対して、先月末を支払期日として、貸付金100万円(利率10%)と、貸付金200万円(利率5%)の合計300万円の貸付金債権を有していました。ところが、先月末にA社から支払われた金額は100万円であり、貸付金債権全額を弁済するには足りないものでした。この場合、支払われた100万円は、どちらの貸付金債権に対する支払として取り扱えばよいのでしょうか。

1 弁済の充当とは

弁済とは、債務者(または第三者)が債務の内容である給付(債務者の行為)を実現することをいい、債務の消滅原因の一つです。金銭債務について、金員の支払は弁済の典型例です。

数個の金銭債権がある場合に、債務者からその 全額に足りない支払がなされた場合、どの債権に ついて弁済がなされたものとするかは、弁済の充 当の問題となります。

弁済の充当は、当事者があらかじめ契約によってどのように充当するのかを定めていれば、それに従って充当されることになります。

当事者間に合意がない場合、民法は両当事者の立場を考慮して公平の観点から、当事者の指定による充当(民法488条)と、当事者の指定による充当もない場合に備えて、法定充当(民法489条)とを定めています。

2 当事者の指定による充当

当事者の指定による充当は、当事者間に充当に ついての合意がない場合に、当事者の一方が相手 方の意思を問わずに充当すべき債務を指定するこ とができる充当方法です。

まず、弁済をする者が、給付のときに、その弁済をどの債務に充当すべきか指定することができ(民法488条1項)、弁済をする者が充当の指定をしないときには、弁済を受領する者が、その受領をするときに、その弁済をどの債務に充当すべきか指定することができます(民法488条2項)。

弁済をする者の指定に対して、弁済を受領する 者が異議を述べることはできませんが、弁済を受 領する者の指定に対して、弁済をする者がその充 当に対し直ちに異議を述べたときは、指定による 充当の効力は生じず(民法488条2項ただし書き)、 次に述べる法定充当の方法により充当がなされる こととなります。

3 法定充当

法定充当とは、当事者が弁済の充当をしないとき、あるいは上述したように弁済を受領する者の指定に対して弁済をする者が直ちに異議を述べたときに、以下のように法律の定める順序に従って充当するものです。

① 債務の中に弁済期の到来したものと到来して

いないものがあるときは、到来したものを先に 充当します(民法489条1号)。

- ② 数個の債務すべてが弁済期にあるとき、又は 数個の債務すべてが弁済期にないときは、弁済 期の到来したもの相互間又は弁済期の到来しな いもの相互間において、債務者にとって利益の 多いものを先に充当します(民法489条2号)。
- ③ 債務者にとって弁済の利益の同じものの間に おいては、弁済期の先に到来しているもの又は 弁済期の先に到来すべきものを先に充当します (民法489条3号)。
- ④ 以上①~③について何ら差のないものの間に おいては、各債権の額に応じてすべての債務の 一部に充当します(民法489条4号)。

上記のうち②について、何が債務者にとって利益が多いものかは、実務上問題となることがあります。一般には、利息付債務のほうが無利息債務よりも弁済の利益が多く、同じ利息付債務の中でも利率の高い債務のほうが利率の低い債務よりも弁済の利益が多く、担保付債務のほうが無担保債務よりも弁済の利益が多く、単純債務のほうが連帯債務よりも利益が多いとされます。

他方で、保証人の付いている債務と付いていない債務とでは弁済の利益に差はないとされます。

利息付でかつ連帯保証人のある債務と無利息で はあるが担保付債務とでは、担保契約の内容など 諸般の事情を考慮して具体的に決することになり ます。また、物上保証付債務と物上保証のない債 務とでは、人的保証の場合と同じく弁済の利益に 差はないとする考えが有力です。

4 元本、利息及び費用を支払うべき場合について

上記の当事者の指定による充当、法定充当のほかに、元本、利息及び費用を支払うべき場合の充当の順序については、法律上別に定めがあります。

債務者が1個の債務を負担し、それについて費用及び利息を支払うべき場合には、費用、利息、元本の順序で充当します(民法491条1項)。

数個の債務を負担し、それぞれに費用、利息が 付いている場合、あるいはある債務には費用、他 の債務には利息が付いている場合いずれの場合も、 まず費用、ついで利息、そして残額を元本に充当 すべきと考えられます。

費用もしくは利息の全額にも足りないときは、 費用どうし、利息どうしの間で上述した順序に 従って充当します(民法491条2項)。

以上の元本、利息及び費用の充当順序は、弁済をする者と弁済を受領する者の双方当事者の合意によって変更することができますが、一方の当事者の指定によって変更することはできません。

5 本件の場合

本件では、A社から当社への100万円の支払いが、当社のA社に対する貸付金債権300万円の全額に足りませんので、弁済の充当の問題を生じます。

まず、当社とA社との間で充当に関して契約がなされていれば、その契約に従って充当されます。例えば、「当社がA社からの支払につき当社の判断により自由に充当でき、A社はこれに異議を述べない」との契約が締結されていれば、当社の判断で受領した100万円を任意の債権に充当することができ、A社は充当について異議を述べることはできないことになります。当社としては、利率の高い100万円の貸付金債権を全額残し、利率の低い200万円の貸付金債権の内金として充当することができます。

当社とA社との間に充当に関する契約がない場合、A社が100万円を支払うときに充当すべき債務を指定していれば、指定された債務に充当されます。A社としては、利率の高い100万円の貸付金債権に充当したいと考えるところでしょう。

A社が支払うときに充当すべき債務を指定していなければ、当社がA社の支払いを受けるときに、充当すべき債務を指定することができますが、当社が利率の低い貸付金200万円を充当すべき債務と指定したとしても、A社が直ちに異議を述べたときは、法定充当に従って充当されることになります。

前述の順序により検討すると、①弁済期は同一であり、②利率が高い点で、貸付金100万円を弁済する方が債務者にとって利益が多いと判断されますので、法定充当の場合、貸付金100万円に充当されることになります。